

## 民俗芸能の公開と継承―チャッキラコと山北のお峯入り―

高久 舞

はじめに

民俗芸能とは、地域に伝わる祭りや行事において主に非  
専門業者が演じる歌、踊り、演劇などの芸能であると説明さ  
れることが多い。しかし、「民俗芸能」という呼称は「あ  
る種の芸能をさすものではない」ことも指摘されている〔大  
石二〇二三・二〕。大石泰夫は「民俗芸能」という呼称が  
明治維新後の国の政策との関係に言及しながら、「一般的に  
は定着しつつあった「郷土芸能」に対して、「郷土」という  
語を使うことによってローカル色にのみ意識が強調されて  
しまうことを避けて、日本全体の民俗資料としてこれらの  
芸能を考えたいという研究者たちの意識があった」と述べ  
ている(同)。このように、「民俗芸能」と呼ばれる芸能は、

国の政策、すなわち行政の文化財という枠組みの中で性格  
付けられたものであることを認識しておかねばならない。

民俗芸能は、文化財行政においては無形民俗文化財にか  
テゴライズされている。神奈川県における国の指定無形民  
俗文化財、および記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗  
文化財(以下、国選択と称す)は表の通りである(表)。

この内、民俗芸能として挙げられるのは、チャッキラコ、  
山北のお峯入り、相模人形芝居、箱根の湯立獅子舞、横須  
賀の虎踊である。なお、貴船神社の船祭りの構成要素とし  
て真鶴の鹿島踊はあるが、鹿島踊自体に文化財指定はされ  
ていない。

県内の無形民俗文化財の内、最も早く国選択に選定され

(表) 神奈川県内の国指定、国選択の無形民俗文化財（国指定年代順）

	名称	市町村	指定年
国指定	チャッキラコ	三浦市	県無形文化財指定 (S.40) 国選択 (S.45) 国指定 (S.51)
	相模人形芝居	小田原市・厚木市	県無形文化財指定 (S.28) 国選択 (S.46) 県指定 (S.51) 国指定 (S.55)
	山北のお峯入り	山北町	県無形文化財指定 (S.28) 国選択 (S.48) 県指定 (S.51) 国指定 (S.56)
	貴船神社の船祭り	真鶴町	県無形文化財指定 (S.33) 県指定 (S.51) 国指定 (H.8)
	大磯の左義長	大磯町	県選択 (S.52) 県指定 (S.53) 国指定 (H.9)
	三戸のオショロ流し	三浦市	県選択 (S.52) 県指定 (S.53) 国指定 (H.23)
	箱根の湯立獅子舞	箱根町	県無形文化財指定 (S.29) 国選択 (S.46) 県指定 (S.51) 国指定 (R.4)
国選択	横須賀の虎踊	横須賀市	県指定 (S.51) 国選択 (H.16)
	関東の大風揚げ習俗	相模原市・座間市	国選択 (H.33)
	大山こまの製作技術	伊勢原市	国選択 (R.5)

※昭和40年代の「国選択」は、「無形文化財」。昭和50年代以降の「国選択」は「無形民俗文化財」  
 ※「県指定」は「県指定無形民俗文化財」

たのはチャッキラコで、昭和四五年（一九七〇）のことである。その後相模人形芝居が昭和四六年に、山北のお峯入りは昭和四八年に国選択に選定された。国レベルでの指定、選択の指定年は表の通りであるが、チャッキラコが県の無形文化財指定されたのは昭和四〇年（一九六五）のことで、県の無形文化財に指定されたのは山北のお峯入りと相模人形芝居が最も早く、昭和二八年（一九五三）のことである。当然のことだが、指定年の早さ、遅さは文化財の価値にはまったく関係のないことで、さらに指定の有無は無形民俗文化財の価値づけをするものではない。

現在、指定の有無はその民俗芸能を説明する上で欠かせないものとなっていることは否めない。公開する際に、または公開の場で表示されたり説明されたりすることで観光客の注目を浴び、郷土の人々にとっては誇りとなる（写真1）。しかし、観光客として訪れる大半の人は無形民俗文化財の指定や選定がどのようなものか、なぜ指定・選定されたのかは理解していないだろう。筆者は近年、指定・選択



(写真1) 令和5年10月7日 山北のお峯入り (筆者撮影)

の有無が無形民俗文化財の「付加価値」として認識されている場合があることを危惧している。

本稿では、チャッキラコと山北のお峯入りについて国の政策とを照らし合わせながら、その継承について考えていきたい。先に述べた通り「民俗芸能」は研究者や文化財行政において形作られたものとの認識から、チャッキラコ、お峯入りについても個別呼称ではない場合、芸能と記すこととする。なお、ここでいう芸能とは「鑑賞者に対して身体で表現するもの」〔高久二〇一七：19〕と定義しておく。

## 1 チャッキラコと山北のお峯入りの概要

### (1) チャッキラコ

三浦市は、神奈川県最南端にあり、北は横須賀市に接し、ほか三方は海に囲まれた地域である。チャッキラコが伝承される三浦市三崎はその最南端に位置し、『和名類聚抄』には「相模国観浦郡御崎」と「御崎」の文字が見られ、三崎の対面に位置する城ヶ島は、行基が薬師如来を彫刻し神

宮寺を建立してこれを祀ったといわれている。『和名類聚抄』の成立からさらに七〇年ほど前にあたる貞観六年（八六四）、大納言伴善男の讒言にあい、筑紫から船で逃れた藤原資盈と妻の盈渡姫が流れている場所が三崎の花暮の御座の磯であつたとされている。資盈は当地で郷民を治め、その後当地の豪族等が天元五年（九八二）、藤原資盈と盈渡姫を楢谷山かじつやまに海南明神として祀つたとされる。これが現在の海南神社である。中世になると、康平六年（一〇六三）に三浦氏が現在の横須賀市の衣笠に城を構え、鎌倉幕府の重臣となつた関係から、海南神社には源頼朝伝承譚も存在する。近世には、江戸湾港に位置する重要地とされ、幕府天領となつた。また、近世の地誌『三浦古尋録』に「浜ニハ小舟ヲ泛テ釣ヲ垂或ハ海上数十理ヲ漕渡リテ魚事ヲナス是此地ノ作業ナリ」（加藤 一九六七・160）とあるように、当時から海洋漁業が盛んであつたことがわかる。現在においてもマダロは三崎の特産物として広く認識されている。

チャッキラコは一月一五日の小正月に踊られる芸能であ

る。初見は宝暦六年（一七五六）に三崎の俳人木村氏おちきやうしやせうや鶯丘舎草也おちきやうしやせうやによつて記された地誌『三崎志』で、「十五日女兒集り踊ル」とある。この当時はチャッキラコという名称ではなく「初瀬踊」と称されており、これはチャッキラコで最初に歌われる「はついで」であることは内海延吉、永田衡吉らによつて明らかになつている。小正月行事とチャッキラコの連関については、内海延吉、田辺悟の報告および小島瓔禮の論考を参照していただきたい〔内海一九七五、田辺二〇〇九、小島二〇一五、高久二〇二二〕。現在に至るまで日程と踊り子の性別には変化はない。チャッキラコは音頭取りと踊り子とで構成され、音頭取りは踊り子経験者であることが大半である。したがつて女系の芸能と位置づけることができる。かつて踊り子は「十二三才になつて多少娘心がつくと、自然と踊らなくなる」〔内海一九六〇・3〕とされたが、現在は基本的に小学校一年生から六年生を対象としている（近年は就学前の幼児が参加する場合もある）。現在の音頭取りから話を聞くと、かつて



(写真2) 令和4年1月15日 チャッキラコ (筆者撮影)

は漁家の者しか踊れなかったという。チャッキラコは三崎の漁村集落や北下浦の村でも漁家の者が集落ごとに行っていたというが、明治期にはすでに三崎の花暮、仲崎集落のみとなっていた。

現在、チャッキラコが演じられる場は本宮<sup>1)</sup>、海南神社、花暮の龍神様の祠(御座の磯)、仲崎の龍神様の祠と、集落の家や店である。昭和三九年(一九六四)に保存会が発足する以前は、花暮と仲崎は本宮、海南神社の境内で踊る際には右側が仲崎組、左側が花暮組に別れ、それぞれ向かい合って並んでいた。また、龍神様の祠も仲崎、花暮それぞれで奉納し、その後各集落の家々を門付けしていた。現在は、子どもたちの住む地域で分けてはいないが、龍神様の祠での奉納後は二手に分かれて招かれた家や商店で踊っている(写真2)。演目は、「初いせ」から始まり、「ちゃつきらこ」「二本踊り」「よささ節」「鎌倉節」「お伊勢参り」の六曲で、大正年代までは家々を廻って宿に引き上げてから「よいよい、よいまかせ」という手踊りを踊っていた。

演目は以下の通りである。

- 一、初いせ
- 二、ちゃつきらい
- 三、二本踊り
- 四、よささ節
- 五、鎌倉節
- 六、お伊勢参り

いずれの演目も歌を歌うのは音頭取りの役割である。門付けの際には特定の店名を入れ込んだ詞章が歌われるなど、演じる場によって異なることもある。伝承者自身も語っていることであるが、チャッキラコは本宮や神社での奉納芸能という側面だけではなく、各戸を門付けする祝福芸としての性格も強い〔高久二〇二二〕。

## (2) 山北のお峯入り

山北町は神奈川県西端に位置し、町域のほとんどが山

地で、酒匂川の源流地帯となっている地である。現在、お峯入りの伝えられる共和地区は旧共和村（昭和三〇年〔一九五五〕山北町に合併）で、明治二年（一八八九）に皆瀬川村と都夫良野村が合併して共和村となった。お峯入りは元来、皆瀬川村の芸能として伝承されていた。『新編相模国風土記稿』には皆瀬川村の小字は、人遠ひととほ、鍛冶屋敷、深澤、市間、湯ヶ澤、高杉、八町の名がある。その後、湯ヶ澤は消滅、八町は八丁の文字が用いられている。各集落には「ウジガミ様」「オブスナ様」と呼ぶ社祠があるが〔山北町地方史研究会 一九六二：37〕、皆瀬川村全体の氏神としては高杉神明社がある。『新編相模国風土記稿』では「例祭八月十六日、山神と相殿とす」と記されているが、現在、高杉神明社の例祭が行われるのは一〇月一六日の伊勢外宮の祭日である。かつて、八月一六日に行っていたことについて、久保田裕通は一〇月一六日の前夜に行われていた成年戎と位置づけられる「若衆のヌキサシ」に着目し、その後に行われた祭礼あるいはお峯入りの最終討議を「月見会」

と称することから、お峯入りが八月十五夜と絡めた日付設定だった可能性を指摘している（久保田二〇〇二：46）。

高杉神明社の例祭は一〇月一六日だが、お峯入りは毎年敢行するものではなかった。文献上における初出は文久三年（一八六三）の「大神宮御祭禮帳 八月十六日皆瀬川村老中 若者中」である。その後お峯入り実施は、記録の上では明治一四年（一八八一）、明治三二年（一八九八）と続き、明治一四年以降の開催日は一〇月一六日となる。大正期は一度も開催されず、次の開催は昭和九年（一九三四）のことである。昭和九年は「復活伝承」と称されていることから明らかのように、実に三二年ぶりの開催となった。このときより、共和村としての行事となり、旧都夫良野村も加わっている。この後も不定期開催で現在まで続いているが、詳細は後ほど記すこととする。

お峯入りは、道行きと奉納芸能で構成される。演者が参集する起点となる場所ですまは芸能が演じられ、その後高杉神明社へ道行きを行なう。起点地は市間集落であったと

されるが（永田一九八七）、久保田によれば平成初期の調査では市間集落に参集していたことを記憶している者はいなかったとあり、大正三年（一九一四）創立の共和小学校が起点となった。平成八年（一九九六）には起点が山北駅前に移り、共和小学校でも披露した後、徒歩で高杉神明社へ向かう形に変化する。さらに平成二四年（二〇一三）は駅前を起点としながらも山頂まで自動車に向かって山頂で道行を披露している（久保田二〇一八）。

以下、久保田の論考（久保田二〇一七、二〇一八）、『山北町史別編 民俗』、『国指定重要無形民俗文化財 山北のお峯入り』（山北町教育委員会・お峯入り保存会編 一九九四）、『山北のお峯入り』（令和五年 パンフレット）を参照に道行と各演目について列挙する。なお、道行の順序と人数は令和五年（二〇二三）の大野山道行に拠る。また、名称は『国指定重要無形民俗文化財 山北のお峯入り』（お峯入り保存会編二〇〇八）に準じた。



(写真3) 令和5年10月7日 大野山道行 (大山晋吾氏提供)

○ 道行 (写真3)

天狗 (一名) —— 獅子 (二名) —— おかめ (二名)  
 —— 先払い (二名) —— 山伏 (四名) —— まとえ (一  
 名) —— 笛 (六名) —— 太鼓持ち (二名) —— 太鼓打  
 ち (二名) —— 歌 (四名) —— 先払 (一名) —— まと  
 え (一名) —— 棒振り (六名) —— 台弓 (二名) ——  
 奴 (六名) —— 万燈 (六名) —— ほろかご (二名/子  
 ども) —— 弓 (六名) —— 先箱 (二名) —— 先払 (一  
 名) —— 立ち槍 (二名) —— お鷹 (二名) —— 太刀 (一  
 名) —— かち武士 (二名) —— 供物 (四名) —— 国見  
 役 (二名) —— お側 (二名) —— 殿様 (二名) —— お  
 側 (二名) —— 若殿 (二名) —— 立傘 (二名) —— お  
 手弓 (二名) —— 立ほこ (二名) —— 長刀 (二名)

○ 奉納芸能

一 みそぎ

二 満月の歌

三 棒踊り ①

- 四 鹿枝踊り
- 五 棒踊り②
- 六 修行踊り
- 七 歌の山
- 八 四節踊り
- 九 棒踊り③
- 十 五色踊り
- 一一 棒踊り④

それぞれの演目の演者は地区ごとで役割が決まっている。  
以下、それぞれの担当を示す。

- みそぎ・五色踊り（深沢）
- 満月の歌・歌の山（高杉・鍛冶屋敷）
- 棒踊り（深沢）
- 鹿枝踊り（鍛冶屋敷・人遠・瀬戸・市間・八丁・都夫良野）
- 修行踊り（人遠）

四節踊り（鍛冶屋敷・都夫良野・市間・古宿など）②

## 2 チャッキラコの公開と文化財指定への動き

チャッキラコが小正月以外に初めて舞台に立ったのは明治四四年（一九一一）のことである。三崎警察署新築落成記念として披露した。それまでは正月の晴れ着を踊り子の各家で準備していたのだが、この際に当時の町の有志の発案で海南神社の神紋（昇り藤）を染めた水干、足袋、金の前折烏帽子が用意された。

昭和六年（一九三一）、二〇年ぶりに小正月という「時」を離れ、さらに三崎という「場」を離れてチャッキラコを演じたのが、日本青年館で開催された第六回「郷土舞踊と民謡の会」である。「郷土舞踊と民謡の会」および戦後の大会については、笹原亮二、館野太郎、黛友明、伊藤純ら民俗芸能の研究者によって研究者の関与や開催の経緯、時代の位置づけなど、それぞれの視点から研究成果を挙げている（笹原一九九〇・一九九二、館野二〇一九、黛二〇二

○、伊藤二〇二二)。そのためここでは簡単に概略のみを示す。大正一四年(一九二五)、日本青年館開館式の記念行事の一つとして「郷土舞踊と民謡」が開催された。笹原は、

「青年団に拠る郷土研究が奨励され、各地の芸能も、風俗慣習などと同様に郷土研究の資料として注目されていた。

こうした状況から大会が生まれたのである」と、当時の社会状況を踏まえた上で会が催されたとしている(笹原一九二二:48)。「郷土舞踊と民謡」は一回性の行事とはならず、

第二回以降は名称を「郷土舞踊と民謡の会」と改め、会場はそのままに毎年一回行われる民俗芸能の舞台公演となった。初回から顧問として関わっていた柳田国男、高野辰之、小寺融吉は引き続き携わっていく。当初から研究者と民俗芸能の舞台化は切り離せない関係にあったのだが、館野は「坪内逍遙の周辺で演劇や舞踊をしていた人びとが出会い、折口信夫の周辺で民俗学を研究していた人びとが出会い、昭和三(一九二八)年には民俗芸能の研究雑誌『民俗藝術』が創刊される。民俗芸能の舞台公演が学術研究の場を生ん

だといつてよいだろう。」(館野二〇一九:28)と、「郷土舞踊と民謡の会」における研究上の意義について言及している。

「郷土舞踊と民謡の会」は戦時中に中断し、昭和二五年(一九五〇)に「全国郷土芸能大会」として再開する。こ

れは第五回文部省芸術祭主催公演としての開催であった。

伊藤はパンフレットの記事として恒例となる出演団体紹介をこの大会時から本田安次が書いていることに着目し、

「本田安次が―筆者注)出演団体の選出に大きく関わっていたことがわかる」(伊藤二〇二二:89)と指摘する。昭和三三年(一九五八)の第九回大会からは「全国民俗芸能大会」と改称して③、現在も日本青年館を会場として開催されている。

チャッキラコの「郷土舞踊と民謡の会」への出演経緯の記録はなく、詳細は不明である。ただし、この際は「よささ節、その他」と紹介されていた。「よささ節」とは、囃子言葉「ヨササノサ」が元になっており、三崎出身の作曲家

である小村三千三が愛宕山の放送局で初めて「チャッキラコ」を放送した時に「よささ節」とアナウンスするように伝えたと回顧している（小村一九七二）。初めてラジオで放送されたのが昭和はじめ頃とのことから、昭和六年（一九三一）の舞台出演でも同様に「よささ節」としたのであろう。

内海延吉は昭和三九年（一九六四）のちゃつきらこ保存会創立総会について振り返る際、「昭和六年初めての東京公演以来終始この踊のバトロンであった永田先生の出席の上の激励、音頭取りの表彰もあった」と記している（内海一九九〇・1112）。永田先生とは神奈川県民俗芸能研究に尽力した永田衡吉のことである。永田は『神奈川県民俗芸能誌』の中で、「われらが最初にこの踊りを見た昭和六年（四月、東京明治神宮外苑、日本青年館主催第六回郷土舞踊と民謡の会）には、よささ節と称していた」（永田一九八七・369）と述べており、「郷土舞踊と民謡の会」が永田によるチャッキラコ研究の契機となったのは明らかである。「郷土舞

踊と民謡の会」開催後は研究者らによって合評会が行われている。チャッキラコの合評会では、北野広美、小寺融吉、折口信夫らが参加し、水干姿の衣装について批評を行っている<sup>(4)</sup>。

三崎以外の地でチャッキラコを再び披露するのは戦後になつてからのことである。昭和二四年（一九四九）八月に鎌倉八幡宮夏越祭、実朝忌奉納の郷土芸能祭に、翌二五年に第五回文部省芸術祭主催公演「全国郷土芸能大会」に出演する。「全国郷土芸能大会」は前述した通り、戦前の「郷土舞踊と民謡の会」の後進に当たる大会であるが、日本青年館が接収されており会場が神田の共立講堂で、さらに第五回芸術祭の郷土舞踊部門として開催されたため、現在の全国民俗芸能大会に出演したという認識が地元にはなかったようである。各都道府県に依頼状を出して出演希望を募るという方法で、いち早く申し出たのがチャッキラコであった（本田一九九六・310）。本田安次は昭和二五年の夏に現地への調査にも訪れている。

このような経緯の元、昭和二五年の全国郷土芸能大会に出演することとなったが、その名称は「よささ節」ではなく「チャッキラコ」であった。名称について本田安次は「この踊は「チャッキラコ」と総称されてはゐるが、以前は「ヨササ節」を以て代表されたこともあり、初瀬踊、ひやり踊、或いは左義長の舞など、稱せられたこともある。」と述べている〔本田一九九六・31〕。名称については永田が文献の初出から紐解き、その意味における見解を示しているが、内海によれば「チャッキラコ」の呼称は明治二〇年（一八八七）前後には地元で呼ばれていたという〔内海一九九〇・18〕。

ここで着目しておきたいのは、昭和六年の「郷土舞踊と民謡の会」では民謡として出演しているという点である。この大会の際の感謝状には「三崎民謡 出演者各位」とある。昭和二五年の大会は郷土舞踊と民謡とを分ける必要はなかったと考えられるが、あえて「チャッキラコ」としたのは舞踊としての性格付けを昭和六年の大会よりも明確に

したかった本田の意図も感じられる。チャッキラコを調査し推薦した本田安次はプログラムにおいてはその芸態や歌詞を記載するに留めているが、本田が初めて民俗芸能の分類を試みた際、風流の具体例の一つとしてチャッキラコを挙げている〔本田一九六〇〕。本田は民俗芸能を「歴史的地位からくりくりにくくつて」、神楽、田楽、風流、祝福芸、外来脈の五種類に分類した。さらにそれぞれを小分類しており、風流は、念仏踊、盆踊、太鼓踊、鞆鼓獅子舞、小歌踊、綾踊、つくりもの風流、仮装風流、練り風流に分けている。チャッキラコが例示されるのが「小歌踊」で、「あわれ深い、或いは類唐的な小歌に合わせて踊られるもの」としている。さらに詳細な解説を加えた論考では、歌謡との関係から見た風流踊を「1、歌謡を伴わないもの、2、唱え言程度のものを伴うもの、3、歌謡を重要な要素」と分類し、チャッキラコを「3、歌謡を重要な要素」である芸能の一つとして例示している〔本田一九九六〕。

全国郷土芸能大会出演の翌年、チャッキラコは昭和二七

年（一九五二）に国の文化財保護委員会の委員であった本田安次の推薦を受け、「助成等の措置を講ずべき無形文化財」として選定された。昭和二五年（一九五〇）に制定された文化財保護法と全国郷土藝能大会は連動している。俵木悟は民俗芸能が文化財保護政策上に位置づけられた昭和二七年時点で、「法律が「国が保護しなければ衰亡の虞があるもの」を助成対象と定めて」おり、さらに全国郷土藝能大会が昭和二六年から文化財保護委員会が出演芸能についての記録を作成する場として機能していることから、「具体的な保護活動もすでにこの頃から行われていたことを表している。」と指摘する〔俵木二〇一八・22〕。昭和二七年から昭和二九年三月まで計一一三件が選定されたが、同年四月の文化財保護法改正に伴い、この選定は白紙に戻された。チャッキラコも他の芸能と同様に選定を解除されている。

ちやつきらこ保存会が設立したのは昭和三九年（一九六四）のことである。全国における保存会設立の歴史的経緯はやはり文化財保護行政と関わりが深い。民俗芸能の文化

財指定が全国の地方自治体において進められるのは一九六〇年前後で〔俵木二〇一八・45〕、その契機となったのは全国文化行政担当者会議において示された『都道府県における民俗芸能指定等の参考草案』である。俵木はこの草案の「保持者の認定基準取扱要領の精神」という項目に着目し、認定手続きの規定に則った、演者が多数であれば保存会を組織して、保持者（代表者）の代表を認定する「保存会方式」を自治体に紹介していることに言及している〔俵木二〇一八・102〕。

折しも昭和三〇年代はチャッキラコが存亡の危機に見舞われた時期でもあった。地元におけるチャッキラコへの関心の低さなどを背景としてあげており、林康範はちやつきらこ保存会設立時の活動は「一、継承者の確保 二、市民啓発 三、県指定文化財への働きかけ」の三点が中心であったと述べている〔林一九八八・9〕。国の文化財行政から注目され、県内でもっとも早く国の「助成等の措置を講ずべき無形文化財」として選定されるものの、解除され、

自ら文化財指定を働きかけなければならぬ事態となつていたのである。

保存会を組織した翌四〇年（一九六五）、チャッキラコは神奈川県無形民俗文化財に指定された。このことからチャッキラコの県指定は保存会方式に準拠したものと考えることができよう。そして、昭和四五年に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選定され、チャッキラコは再び文化財として位置づけられる。昭和五〇年の文化財保護法の改正をもつて記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財となり、翌年国の無形民俗文化財に指定された。このように、文化財としてのチャッキラコは国の施策に翻弄された歴史を持つことを理解しておく必要がある。

### 3 山北のお峯入りの公開と文化財指定への動き

山北のお峯入りが不定期に実施されることは先の章で述べたとおりである。三六年ぶりに実施された昭和九年（一九三四）、当時を知る大野君麿によれば「村人内、八十有余

人の演技者の内（明治三十一年）当時の生存者はわずかに二名」のみであり、「お峯入り伝承も「風前のともしび」のような状況」であつたと述懐している（大野一九八一・七）。それまでおよそ一五年前後で開催されていたお峯入りが次の実施まで倍以上の年月を有したことについて、久保田は相次ぐ災害による離村者の増加と、それに伴う各集落での講の廃止や祠堂の流出によつて信仰が希薄したことを指摘する（久保田二〇一七）。関東大震災という大災害を挟み、お峯入り伝承者の「生存者はわずか二名」という状況の中、大野は「この実施については南北朝時代の歴史研究家橋本徳太郎先生の多大なご指導があつた」と述べている（大野一九八一・七）。山崎荘司は「当時の鷹司公爵を始め朝野の名士多数が河村城跡記念碑等の除幕式に來村されるということ」で、昭和九年のお峯入りが実施したとその理由を明確に述べており（山崎一九八一・八）、久保田も、「中世の河村城が旧皆瀬川村にあつたのではないかという説が出て、この地域が脚光をあびていた時代でもあつた」といい、地

域全体の文化に対する機運の高まりが三六年ぶりの実施を促したと推測している〔久保田二〇一八・3738〕。逆にいえばお峯入りそのものへの世間からの注目は、この時点ではそれほど高くなかったとも言えよう。しかし、昭和九年の開催はお峯入りのその後の継承に多大な影響をもたらした。翌昭和一〇年は「鎌倉宮司座田司の強い要請により」〔大野一九八一・7〕紀元二六〇〇年記念の公演を鶴岡八幡宮にて実施した。これは、山北のお峯入りにとって地域を離れた初めての公演である。

第二次世界大戦を経て次に実施したのが昭和二五年（一九五〇）のことである。そして、翌二六年、昭和二八年と立て続けに実施が続いた。昭和二五年の実施について、山崎荘治は「昭和十年に公演して十五年経過し、しかも戦争という大きな空白があったので、このままおくと共和が他に誇れる「お峯入り」の保存が難しいのではなからうかと神明社の氏子総代村議会等と計ってその年十月十六日実施となりました」との理由を挙げている〔山崎一九八一・

8〕。三六年空いた昭和九年の実施の際の「風前のともしび」が影響を与えているとも考えられる。当時の回顧として大野も山崎も残り二人になった伝承者の努力を間近で見たり、十数年の期間が空くことは継承が極めて困難になることを実感していたのであろう。また、演者として昭和九年、十年に出演している山崎が昭和二二年（一九四七）に共和村村長に就任したことも村人をお峯入り実施へと動かす原動力になったと推察する。

昭和二六年は「おさらいの意味で」〔山崎一九八一・9〕実施し、昭和二八年一月七日は山北高校グラウンドで臨時の公演を行った。当時の内山岩太郎神奈川県知事夫妻のほか、本田安次、永田衡吉ら研究者が出席している。本田は「県から御案内いただいた」見学に訪れたという〔本田一九七五・2〕。昭和九年のように河村城跡記念碑等の除幕式における記念公演とは異なり、山北のお峯入りの見学を目的とした臨時公演であった。そして、同年一二月、相模人形芝居と共に県内で初めての県無形文化財に指定された。

当時の神奈川県文化財専門委員の一人が永田衡吉である。

永田は昭和二十六年に委員を委嘱された。永田は大正期に坪内逍遙の紹介で鹿島踊に関心を寄せ<sup>(5)</sup>、前章で述べた通り昭和六年の「郷土舞踊と民謡の会」にてチャッキラコを初めて見物する。「昭和初期には大山神楽を知り、鳥谷・驚の獅子舞も旧知であった」ことから委員委嘱されたと考えられる(「永田一九六八」序)。ただ、この時点で永田が山北のお峯入りについてどれほどの関心をもっていたかはわからない。永田が初めてお峯入り調査に入るのは昭和二十八年八月のことである。調査に同行した川口謙二は、「永田先生は村で集められた古文書や、山崎村長などから「お峯入り」の話を聞き、ノートを取られていた。」と回顧する(「川口一九八一」9)。そして、「永田先生は山崎村長さんに「是非近々、お峯入の実際をみせて欲しい」と、繰返された」といい、「これが、その年の十一月七日、県立山北高等学校の校庭で、上演されることになったものになる。」と述べている(「同」10)。前々年、前年と二年続けて実施し、その上

で臨時公演を行ったのはこうした経緯からであった。昭和二十八年の臨時公演はいわば文化財指定を視野に入れた永田によって推し進められたものだったのである。おそらく、本田を招待したのはチャッキラコと同様に「助成等の措置を講ずべき無形文化財」への推薦を期待したものだっただろう。しかし、四ヶ月後には法改正により解除される運命にあつたことから国への手続きは踏まなかつたと考えられる。

ちゃつきらこ保存会と同年の昭和三九年、お峯入り保存会が設立する。昭和四八年(一九七三)に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選定され、法改正をもって神奈川県指定無形文化財から神奈川県指定無形民俗文化財に、そして昭和五六年(一九八一)に国の無形民俗文化財に指定された。

「山北のお峯入り」の名称は神奈川県無形文化財時代からの指定名称である。永田は「名義考」として「お峯入り」という名称の考察を行っている。「お峯入り」とは修験道儀

礼を想起させ、永田は「(お峯入りの―筆者注) 基本理念は修験道・陰陽道の儀軌に発し、その儀礼化・芸能化に他ならない」と断言している(永田一九八七・407)。しかし近年、修験道儀礼を中心に据えることへの疑義が呈されている(久保田二〇一七、二〇一八)。久保田は旧皆瀬川村全域での信仰的要素からも、高杉神明社の祭礼からも「なかなか山岳信仰の要素をみつけない」という(久保田二〇一八・39)。幾度となくこの地域を襲った大規模災害が信仰の要素が見当たらない要因の一つとも指摘するが、久保田は山北のお峯入りを「基本的には練り風流としての道行と、高杉神明社における風流芸能の奉納行事」と位置づけている(久保田二〇一八・40)。大正期は「おねり」と称していたことは永田も指摘している(永田一九八七・390)。また、昭和二五年、三九年の『岳陽新聞』におけるお峯入りの開催を伝える記事では「お峯入」を「おねり」とカナを振っている。いつごろまで「おねり」と称していたか明確ではないが、指定名称の「お峯入り」が芸

能そのものの意味付けに大きな影響を与えてしまっていると考える。永田は、演目の一つ「五色歌」は「周防・近江・志摩・四国各地の類歌が多い。中世風流歌の歌格を継承している」(永田一九八七・414)とも述べており、中部地方以西の他の風流芸能との関わりを改めて考える必要がある。

#### 4 おわりにかえて

現地で定められた時と場以外における公開と文化財行政との関わりはこれまで述べてきたとおりであるが、現在においても現地を離れて民俗芸能大会などに出演する機会は多い。例えばチャッキラコは昭和三九年(一九六四)から始まった神奈川県民俗芸能大会に昭和四一年、昭和四七年、昭和五〇年、昭和五四年と昭和期だけでも五回出演しており、関東ブロック民俗芸能大会にも昭和六〇年(一九八五)に参加している。この他にも神奈川県内の市町村で開催される民俗芸能大会や、最も近年では令和四年(二〇二二)に全国民俗芸能大会、令和五年に国立劇場主催の民俗芸能

公演にも出演している。山北のお峯入りは県無形文化財に指定される契機となった臨時公演以降、昭和三七年に関東ブロック民俗芸能大会に、昭和五〇年には神奈川県民ホールこけら落とし公演に出演した。近年だと平成二九年（二〇一七）にかながわ民俗芸能祭に修行踊りのみであるが出演している。

当初の現地以外での公開は、研究者への認知を目的としたものや文化財行政との絡みの上で位置づけられていたものであったが、昭和四〇年代以降の民俗芸能大会などの公開は、世間一般への認知、関心の周知が大きな目的になっていると考えられる。現地以外での公開は大変な労力を伴う。山北のお峯入りがチャッキラコに比べて外部への出演が少ないのは、演者の人数や衣装、採物の多さも関係しているだろう。かつてちゃつきらこ保存会から「舞台出演は子どもたちのモチベーションを上げることになる」と伺ったことがある。公開することのデメリットも多分にあるが、継承を考える上では大いに外部公演を利用していただき

いと願っている。

最後にユネスコ無形文化遺産について触れておきたい。

ユネスコ無形文化遺産は平成一五年（二〇〇三）に「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、平成二〇年（二〇〇八）から代表一覧表への記載が始まる。その際、日本からの提案は「分野ごとに満遍なく、かつ指定が古い順から提案するというのが原則」にあった（今石二〇一七：7）。国指定の順序は価値とは関係がないことはこれまで述べてきたとおりである。また、ユネスコ無形文化遺産の原理原則は価値付けをしないことにある。代表一覧表は「無形文化遺産によって文化の多様性を示し、その重要性への認識を喚起するために創られるリスト」（今石二〇一七：4）であり「登録」ではなく「記載」という表現が適切である。そのため、すでに国指定となっており手続きのための資料の準備ができている順で提案をしていったため、チャッキラコは平成二二年（二〇〇九）に代表一覧表へ記載された。一つ一つ順番に提案していく形が崩れたのが平成

二三年のことである。提案数の上限を設けようとする議論がこの年のユネスコ会議で行われ、平成二五年から審査上限が五〇件と制限をかけられた。そして日本の方針は単一の提案からグループピング方式となり、すでに記載されている単一の無形文化遺産に「拡張提案」する形となった。結局チャッキラコは再び国の政策に翻弄されることになるのだが、令和四年(二〇二二)にチャッキラコへ拡張記載する提案が採択されて、チャッキラコも山北のお峯入りも「風流踊」として改めてユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載されることとなった。

繰り返しになるが、ユネスコ無形文化遺産の理念は価値づけしないこと、そして、文化の多様性を示し、その重要性への認識を喚起することである。昭和三九年(一九六四)にちゃつきらこ保存会ができた際に掲げた活動の一つに「市民啓発」があるように、当時から世間への認識の喚起は課題とされていた。チャッキラコも山北のお峯入りも保存会発足から六〇年近くが経とうとしている。その間に大

きく社会情勢も代わり、数年間中断せざるを得なかった新型コロナウイルスのパンデミックも経験した。今後も次世代へ継承するにあたりさまざまな問題は起こるだろう。本稿では文化財行政を中心に据えて論じてきたが、その経緯をみると現地の方々、行政、研究者いずれもが継承という課題に真剣に取り組んできたことがわかる。社会変動の大きな今こそ、それぞれの立場を活かし、時には議論し、時には連携しながら、継承への課題を共に考えていくべきであらう。

(1) 藤原資盈の亡骸は海に沈め、祠を花暮に建立した。この祠のあつた地が本宮と呼ばれている。

(2) 鹿枝踊りは古宿が、また、四節踊りも古宿や深沢が担当していたこともあつた。また、松岡敬介の報告によると、平成一九年(二〇〇七)には市間集落で合宿生活を送るNPO団体の青年たちが棒踊りに参加した。旧共和村地区出身者ではない者が参加するのはこのときが初めてのことであるという〔松岡二〇〇八〕

(3) 伊藤純は、本田安次の記した第九回パンフレットを論考の中で示し、本田が国の文化財保護委員会の委員としての立場から公文書でも用いる「民俗芸能」という呼び方と一致させるためだと指摘している〔伊藤二〇二二〕

(4) 水干姿は三崎警察署新築落成記念時に揃いの衣装として製作されたものであり、内海延吉は自著において水干となった理由と元は正月の晴れ着であつたことを幾度も伝えている。永田衛吉も「チャッキラコの衣装」の中で、「チャッキラコは庶民の少女たちの風流踊で、神社に専属する巫女の踊ではない、従つて、白拍子姿は間違つてゐる」と述べ、さらに現地調査で明治初期には平服の晴れ着であつたことから衣装の復元の必要性を論じている。原初形態を追い求めることを目的としていないことは永田の言葉からも明らかである。また永田は、すでに水干姿となつて半世紀近く経ち出演者、市民に馴染み深いものであることから、県教委の判断で平服の晴れ着と水干姿の二重衣装となつている状況を述べた上で「この県教委の姿勢は正しい」という。「専門学徒の学説のみに依拠して市民感情を無視してはならない。その一方で、いつの日か、市民が明治衣装への復元

を希望することを期待したい。芸能行政のむづかしさを必々と思わせるケースである。」と、自身の考えを述べている。(永田一九八〇)

(5) 永田衛吉と鹿島踊との出会いは坪内逍遙が関与している。

詳細は館野太朗「永田衛吉と鹿島踊」〔館野二〇二二〕をご参照いただきたい。

伊藤純 二〇二二「雑誌『民俗芸能』一〇〇号の軌跡」本青年館公益事業部編『民俗芸能』100号 民俗芸能刊行委員会

今石みぎわ 二〇一七「ユネスコ無形文化遺産とその制度」東京文化財研究所無形文化遺産部編『第12回無形民俗文化財研究協議会報告書 無形文化遺産への道』ユネスコ無形文化遺産条約と地域の遺産』東京文化財研究所無形文化遺産部

内海延吉 一九六〇『海鳥のなげき・漁と魚の風土記』いさな書房〔内海延吉 一九五三「ちゃつきらこ」三崎町教育委員会復刻版〕

内海延吉 一九七五『三崎郷土史考』名著出版〔内海延吉編 一九五四『三崎郷土史考』三崎郷土史考刊行後援会 復刻版〕

内海延吉一九九〇『ちゃつきらこ風土記』漁師町の民俗ノート』三浦市教育委員会〔内海延吉 一九六七「ちゃつきらこ風土記」チャッキラコ保存会 復刻版〕

大石泰夫 二〇二三「概説」大石泰夫編『47都道府県・民俗芸能百科』丸善出版

大野君磨 一九八一「国指定重要無形民俗文化財 山北のお峯入り」『かながわの民俗芸能』33号 神奈川県民俗芸能保存協会

お峯入り保存会編 二〇〇八「国指定無形民俗文化財 山北のお峯入り」お峯入り保存会

加藤山寿 一九六七『校訂 三浦古尋録』校訂三浦古尋録刊行会  
 川口謙二 一九八一『お峯入り』の共利を訪ねての思い出』『かながわの民俗芸能』33号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 久保田裕通 二〇〇二『旧皆瀬川村の民俗とお峯入り』山北地方史研究会編『足柄乃文化』29号 山北町地方史研究会  
 久保田裕通 二〇一八『山北の「お峯入り」考』日本山岳修験学会編『山岳修験』62号 日本山岳修験学会  
 小島環禮 二〇一五『チャッキラコ』の成立…祝い唄ハツセの系統から』『民俗』第331・332・333 相模民俗学会  
 小村三千三 一九七二『三崎俚謡随想』『郷土の研究』四 三浦半島郷土教育研究会  
 笹原亮二 一九九〇『奇妙な舞台・微妙な舞台―民俗芸能大会と民俗芸能研究者』『民俗芸能研究』第12号 民俗芸能学会  
 笹原亮二 一九九二『芸能を巡るもうひとつの「近代」―郷土舞踊と民謡の会の時代』『藝能史研究』119号 藝能史研究会  
 高久舞 二〇一七『芸能伝承論・伝統芸能・民俗芸能における演者と承譜』岩田書院  
 高久舞 二〇二二『チャッキラコ』日本青年館公益事業部編『民俗芸能』100号 民俗芸能刊行委員会  
 館野太朗 二〇一九『民俗藝能の大正―民衆藝術・ページェント・郷土舞踊』『都市民俗研究』24号 都市民俗研究会  
 館野太朗 二〇二二『永田衡吉と鹿島踊』『かながわの鹿島踊』〔吉浜の鹿島踊〕 神奈川県教育委員会  
 田辺悟編著 二〇〇九『三浦三崎のチャッキラコ』三浦市教育委員会  
 永田衡吉 一九八〇『チャッキラコの衣装（民俗芸能回想記）』  
 (14)『かながわの民俗芸能』31号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 永田衡吉 一九八七『神奈川県民俗芸能誌 増補改訂版』錦正社

(第二刷)『神奈川県民俗芸能誌』一九六八年の改訂版)  
 林靖範 一九八八『チャッキラコ』『かながわの民俗芸能』48号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 本田安次 一九六〇『図録 日本の民俗芸能』朝日新聞社  
 本田安次 一九七五『お峯入りの思い出』『かながわの民俗芸能』15号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 本田安次 一九九六『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第十巻 風流Ⅰ』  
 本田安次 一九七六『チャッキラコ』のこと』『かながわの民俗芸能』19号(一九九六)『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第十巻 風流Ⅰ』  
 俵木悟 二〇一八『文化財／文化遺産としての民俗芸能―無形文化遺産時代の研究と保護』勉誠出版  
 松岡敬介 二〇〇八『お峯入り見学会に参加して』『かながわの民俗芸能』72号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 黛友明 二〇二〇『郷土舞踊と民謡の会』の理念と現実―日本青年館所蔵資料と竹内芳太郎のノートから』『神奈川県大学日本常民文化研究所調査報告(昭和戦前期の青年層における民俗学を受容・活用についての研究)』第28集 神奈川県大学日本常民文化研究所  
 山北町地方史研究会編 一九六二『足柄乃文化』第6号 山北町地方史研究会  
 山北町教育委員会・お峯入り保存会編 一九九四『国指定重要無形民俗文化財 山北のお峯入り』山北町教育委員会  
 山崎莊治 一九八一『お峯入り』を回想して』『かながわの民俗芸能』33号 神奈川県民俗芸能保存協会  
 『令和五年度山北のお峯入り』パンフレット